

会 議 顛 末 書

会議名	令和5年度第3回恵庭市社会福祉審議会・障害者福祉専門部会
日 時	令和5年11月16日（木）10：00～
場 所	恵庭市民会館2階 大会議室
出席者	<p>【委員】船田部会長、笹嶋副部会長、佐山委員、首藤委員、金子委員、望月委員、鈴木委員、高橋友春委員、高橋正俊委員 9名 （欠席委員）北林委員、大葉委員 2名</p> <p>【恵庭市】伊東保健福祉部長、茅野保健福祉部次長、足立保健センター長、佃保健課長、内山子ども未来部長、高橋子ども未来部次長、佐々木子ども発達支援センター長、高橋えにわっこ応援センター長、前野えにわっこ応援センター主査、佐藤障がい福祉課長、小山障がい福祉課主査、藤田障がい福祉課主査、鈴木 13名</p> <p>【傍聴者】0名</p>
内 容	<p>1. 開会</p> <p>2. 部会長挨拶</p> <p>3. 議事</p> <p>（1）次期えにわ障がい福祉プラン（素案）について（資料1） （障がい福祉課より説明）</p> <p>以下、質疑応答</p> <p>《委員》</p> <p>（1点目）アンケート回答者の約1/4が75歳以上となっている。（資料1のp11）高齢化ということもあると思うが、年齢に偏りがある中での回答だと、就労支援や情報入手の分野の回答に偏りが出ると思うが、市ではどのように分析しているか。今後回答者の年齢について検討が必要なのではないか。</p> <p>（2点目）恵庭市障がい者地域自立支援協議会でもこのプランに関して意見が出ていたと思うが、既にその意見が反映されているのか。自立支援協議会からの意見を資料として出していきたい。</p> <p>（3点目）今回より新たにプランに追加された「強度行動障害」（資料1のp51）について、恵庭市における強度行動障害の方の状況が分かれば教えていただきたい。</p> <p>（4点目）地域活動支援センターについて、プランに記載されている目標は現行から変わっていない（資料1のp38、68）が、新たな整備を望む声もあるため、2か所目の整備の検討などについてプランに追加できないか。</p> <p>（5点目）「遠隔手話サービス」や「電話リレーサービス」など聴覚障がいの方のための新たなサービスがプランに記載されている。（資料1のp46）それぞれ登録者はどれくらいいるのか。また、恵庭市は現</p>

在専任手話通訳者が不在であるが、そのようななかで事業をどのようにすすめていくのか。

- (6 点目) 視覚障がい者のための同行援護の事業所は現在市内に何か所あるのか。プランにある同行援護利用見込者数(資料1のp57)に対して対応できる状況にあるのか伺いたい。

《市》

- (1 点目) アンケート対象者の抽出は、国の示す計算式を準用している。(資料1のp10) その結果、高齢者が多い状況となっていると理解している。
- (2 点目) 自立支援協議会からいただいたご意見は、自立支援協議会のなかで既に報告しているところであり、プランの素案にも反映されている。
- (3 点目) 本市における強度行動障害の方の状況については、現在明確に把握してはいない。国の基本計画に沿って次期プランに新たに盛り込んでいるので、今後、強度行動障害について理解し、その課題について自立支援協議会等で協議して参りたいと考えている。
- (4 点目) 地域活動支援センターの直近の日平均利用者数は 8.9 名となっており、10 名を割り込んでいるため、2 か所目の整備については、状況を見ながら考えていくことになる。
- (5 点目) 「遠隔手話サービス」は令和 4 年度末から障がい福祉課において整備し、現在登録者 1 名である。「電話リレーサービス」については、令和 3 年度より国が公共インフラとして整備したものであるため、本市の登録者数については把握できないところ。聴覚障がい者の利便向上のため、各サービスについて引き続き周知を行っていく。また、専任手話通訳者の不在については、北海道ろうあ連盟等に協力や情報提供を仰ぎながら、確保に努めたい。
- (6 点目) 同行援護の事業者数については、調べて後日回答する。
⇒市内同行援護の事業者数は 4 事業所であり、利用については、事業者の利用頻度などを事前に相談のうえ決まることとなる。

《委員》

- (1 点目) アンケート対象者の抽出方法ではなく、抽出の結果高齢者が多くなっていることにより、就労支援や情報入手の分野における分析が偏るという危惧があったので質問した。
- (2 点目) 自立支援協議会の意見がどのようなもので、どのようにプランに反映されたかがわかることが大事だと思うので、次回にでも資料として提供いただきたい。
- (3 点目) 恵庭市の強度行動障害の方の状況がわからなければ、どういう支援が必要なのかということがプランに反映できないのでは。
- (4 点目) 地域活動支援センターの利用者数が日平均 8.9 名ということだが、その場所に通える方が実質そのくらいということであって、空白地域にもう 1 か所整備すれば、利用者は増えるのではないか。検討をしっかりとお願いしたい。

(5点目)「電話リレーサービス」は国の制度であるが、市で行っている「遠隔手話サービス」は、周知を行ったとしても、専任手話通訳者がいない限りそのサービスは使えないのでは。現在は文字変換アプリなどがあり、聴覚障がい者や聴覚障がい者を支援する側にも広く活用されているので、そういったものもプランに盛り込んでいただきたい。

(6点目)視覚障害のある方にとって交通手段がないことが大きな課題となっている。同行援護の事業所数について後日教えていただきたい。

(7点目)追加意見であるが、プランにある相談体制の記載(資料1のp27、28)に関連することとして、相談窓口がわかりにくいということが前々から言われている。障がい者総合相談支援センターもまだまだ周知不足であると感じる。色々な相談窓口があり本当にわかりづらいので、包括的相談支援体制の構築とうたうならば、障がいのある方にもわかりやすい表現にするなど工夫をお願いしたい。

《市》

(2点目)自立支援協議会での意見及びそれをプランに反映した内容については、専門部会においても資料を提出したい。

⇒別添「恵庭市障がい者地域自立支援協議会第2回定例会資料(関係分)」のとおり

(3点目)市内の強度行動障害の方の状況については、第2回本専門部会(9/19開催)において提出した「恵庭市障がい者アンケート調査結果報告書(資料1-1、p36)」にありますとおり、「強度行動障害と診断されたことの有無については、「ある」が6.1%、「ない」が83.1%」となっており、これが現状把握している本市の状況となる。

(4点目)地域活動支援センターについては、先ほどの説明のとおり、利用者数の推移を見ながら検討することになると考える。

(5点目)市で行っている「遠隔手話サービス」は、文字でのやりとりを通じて、職員が聴覚障がい者等の対応をすることが可能となっているが、やはり手話でのやりとりはできない状況。引き続き専任手話通訳者の確保に努めていく。また、文字変換アプリについては、その活用方法について調べて参りたい。

(7点目)包括的相談支援体制のわかりやすい周知についても、検討して参りたい。

《委員》

様々な意見を申し上げたが、前向きな検討をお願いしたい。障がい者総合相談支援センターe-ふらっとも、皆さん頑張っていると思うが、未だにどこに相談すればよいかわからないという声がある。相談支援体制の整備は一番大切なこと。プランも含めわかりやすいものにしていただくよう、よろしく参りたい。

《部会長》

いくつか確認したい。

- (1 点目) 一般就労の推進(資料1のp40)の担当課について、経済部の担当課は加えないのか。併せて、担当課の記載が前後している部分があるので精査が必要と思われる。
- (2 点目) 第5章第3期恵庭市障がい児福祉計画(資料1のp71以降)について、本年度より新設した「えにわっこ応援センター」についての記載があっても良いのではと考える。検討をお願いしたい。
- (3 点目) それから、医療的ケア児支援の協議体制づくり(資料1のp75)の記載について、「子ども未来部に医療的ケア児等コーディネーターを配置しました。」とあるが、他は担当課で記載しているのに対して、部の名称で記載しているのは理由があるのか。

《市》

- (1 点目) 担当課の記載について、他課との調整となるので改めて検討させていただきたい。
⇒検討した結果、経済部の担当課は掲載しないこととした。
- (2 点目) 本年4月より恵庭市の組織機構改革により従来の子ども家庭課が子ども政策課とえにわっこ応援センターに分かれ、障がい児支援をえにわっこ応援センターで担当している。当センターの説明をプランに盛り込むことについて、内部で検討したい。
⇒第3章第8期恵庭市障がい者福祉計画に盛り込むこととしたい。
- (3 点目) 医療的ケア児コーディネーターについては、現在対象者がコーディネーターの研修を受講している段階で、資格取得後に具体的な所属が決まるため、現在は「子ども未来部」と表記している。資格取得の後に、具体的な部署の表記について考えていきたい。

《部会長》

よろしくをお願いしたい。

今後、プラン成案化の前にまた意見がございましたら、委員の皆様は事務局へ連絡していただきたい。事務局は、意見があった際には次回専門部会で報告願いたい。

4. その他

- (1) 恵庭市社会福祉審議会条例の一部改正について(資料2)
(障がい福祉課より説明)

質疑応答なし

- (2) 次期えにわ障がい福祉プラン挿絵の募集について(資料3)
(障がい福祉課より説明)

質疑応答なし

(3) その他

- ・新聞報道にあった「元従業員の知的障害者3人、恵庭の牧場提訴へ」に係る件について（障がい福祉課より説明）

本年8月24日に訴えが提起され、9月21日に訴状が市に送達されている。訴状の訴えの趣旨は、被告恵庭市が原告らの虐待を認識しながら、隠蔽・放置した金銭の着服による経済的損害、および適法な対応がなされなかったことによって受けた精神的苦痛による精神的損害、並びに当該損害に対する遅延損害金の支払いを求めるものとなっている。

市では現在、訴状の内容を精査し、顧問弁護士とも協議を行っているが、事実と異なる点については、争うことになるので、今後、裁判の場で市の主張を述べて参りたいと考えている。

今後のスケジュールとしては、第1回口頭弁論期日が本年11月28日火曜日、午前11時と定められている。

市民の皆さまへの説明については、本格的な審議前であり現時点では、本件についての詳細な説明が叶わないということをご理解いただきたい。

後は裁判の進行状況を見ながら、その時点で公表することができるものについて、市ホームページや広報、市議会等を通じて報告して参りたい。

- ・障がい福祉プラン策定にかかる今後のスケジュール（予定）について（障がい福祉課より説明）

令和5年12月6日：厚生消防常任委員会 報告

令和5年12月1日：パブリックコメント周知（広報等）

令和5年12月18日～令和6年1月17日

令和6年2月8日：社会福祉審議会障がい福祉専門部会第4回 報告

令和6年3月7日：厚生消防常任委員会 報告

令和6年3月（日にち未定）：社会福祉審議会 報告

〈部会長〉

これにて本日の議事をすべて終了とする。

5. 閉会

以 上